

## 第19回軽米町議会臨時会

平成29年11月 8日（水）

午前10時00分 開 議

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分  
に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2号 円子地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関  
し議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第 4号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第 5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 6号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（14名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君	14番	松浦求君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君
副町	長	藤川敏彦君
教育	長	菅波俊美君
総務課	長	吉岡靖君
産業振興課	長	高田和己君
地域整備課	長	川原木純二君
教育次	長	佐々木久君
選挙管理委員会事務局	長	吉岡靖君
総務課担当主幹		梅木勝彦君
産業振興担当主幹		小林浩君
産業振興担当主幹		松山篤君
地域整備課担当主幹		江刺家雅弘君
教育委員会事務局担当主幹		大清水一敬君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	佐藤暢芳君
議会事務局	長補佐	小林千鶴子君
議会事務局	主査	鶴飼義信君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（松浦 求君） ただいまから第19回軽米町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付けで町長から、議案7件の提出がありました。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

11月6日午後2時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案7件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において11番、細谷地多門君、12番、古舘機智男君の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（松浦 求君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

---

◎議案第1号から議案第7号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦 求君） 日程第3、議案第1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第

4号)の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第9、議案第7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第5号)までの7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについてと議案第7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算(第5号)について、総務課長、吉岡靖君。

[総務課長 吉岡 靖君登壇]

○総務課長(吉岡 靖君) 議案第1号及び議案第7号の提案理由を説明申し上げます。

議案第1号は、平成29年度軽米町一般会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて、議会の承認をお願いするものでございます。

平成29年度軽米町一般会計補正予算(第4号)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたことについて、同条第3項の規定に基づき議会の承認をお願いするものでございます。内容でございますが、10月10日公示、10月22日執行の衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査に伴う補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,099万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第7号は、平成29年度軽米町一般会計補正予算(第5号)でございます。内容でございますが、先般発生しました台風21号に係る災害復旧に要する経費で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,979万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億6,078万9,000円とするものでございます。

議案第1号及び議案第7号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(松浦 求君) 議案第2号 円子地区センター(仮称)建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて、産業振興課長、高田和己君。

[産業振興課長 高田和己君登壇]

○産業振興課長(高田和己君) 議案第2号の提案理由を説明申し上げます。

議案第2号は、円子地区センター(仮称)建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。円子地区センター(仮称)建築工事の請負契約の締結に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2

条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1 工事名は円子地区センター（仮称）建築工事、2 工事場所は、岩手県九戸郡軽米町大字円子第5地割20番地、3 契約金額は6,696万円、4 請負者は、住所 岩手県二戸市福岡字中村20番地、名称 株式会社 丹野組、代表取締役社長 丹野明法でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第3号の提案理由についてご説明いたします。

議案第3号は、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1 取得する目的は、かるまい交流駅（仮称）の用に供するためです。2 取得する財産は、財産の所在地が軽米町大字軽米第8地割148番、種別は土地、地目は畑、面積は763.80㎡、取得予定価格は633万9,540円です。3 取得の方法については議案書に記載のとおりでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第4号の提案理由についてご説明いたします。

議案第4号は、議案第3号及びこれからご説明いたします議案第5号と同じく財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。1 取得する目的は、かるまい交流駅（仮称）の用に供するためです。2 取得する財産は、財産の所在地が軽米町大字軽米第8地割150番、種別は土地、地目は畑、面積は2,806.57㎡、取得予定価格は1,206万8,251円です。3 取得の方法については議案書に記載のとおりです。

続きまして、議案第5号の提案理由についてご説明いたします。

議案第5号は、議案第3号及び議案第4号と同じく財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。1 取得する目的は、かるまい交流駅（仮称）の用に供するためです。2 取得する財産は、財産の所在地が軽米町大字軽米第8地割156番7、種別は土地、地目は宅地、面積は76.77㎡、取得予定価格は142万245円です。3 取得の方法については議案書に記載のとおりです。それぞれの議案につきまして、資料（1）では位置図、資料（2）では土地売買仮契約書、共通の資料（3）では議案番号に対する位置図を添付しております。

以上、よろしくようお願いいたします。

○議長（松浦 求君） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて、教育次長、佐々木久君。

〔教育次長 佐々木 久君登壇〕

○教育次長（佐々木 久君） 議案第6号の提案理由を申し上げます。

議案第6号は、財産の取得に関し議決を求めるものでございます。学校給食運搬車を取得するため、先ほどまでの議案と同じように地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得する目的は、児童・生徒の給食を運搬するためでございます。取得する財産は、学校給食運搬車1台です。取得予定価格は、653万3,978円です。取得の方法は、軽米町大字軽米第13地割115番地2高常自動車工業株式会社 代表取締役 高橋啓介から買い上げるものでございます。

ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案7件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定ですが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案7件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案7件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会終了まで休憩します。

午前10時14分 休憩

午後 1時01分 再開

---

◎議案第1号から議案第7号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第9、議案第7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの7件を一括して議題とします。

議案第1号から議案第7号までの7件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

平成29年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、館坂久人君。

〔特別委員長 館坂久人君登壇〕

○特別委員長（館坂久人君） 当委員会に付託された案件は、議案第1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてから、議案第7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの7件でありました。

議案第1号は、全員一致で承認することに決定いたしました。

主な議論についてご報告します。中でも、議案第3号、議案第4号、議案第5号ですが、町の交流駅の関連の事業でありまして、今までの事業の経過について議論されました。詳細設計が平成30年度に先送りの理由、火葬場と特別養護老人ホーム建設の財源の問題等について活発な議論がなされました。

採決は4回に分けて行われました。議案第2号、議案第6号、議案第7号は全員一致で可と決しました。議案第3号、議案第4号、議案第5号は反対者がいましたので1件ごとに採決いたしました。議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについて賛成多数で可と決しました。議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについても賛成多数で可と決しました。議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについては賛成多数で可と決しました。

以上で委員長の報告を終わります。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号、議案第4号、議案第5号に一部反対がありますので、採決は5回に分けて行います。

最初に、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号に対する委員長の報告は原案を可決とするものです。

議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号に対する委員長の報告は原案を可決とするものです。

議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号に対する委員長の報告は原案を可決とするものです。

議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

議案第1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。議案第1号に対する委員長の報告は承認とするものです。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 円子地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてと、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてと、議案第7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの3件を採決します。

お諮りします。議案第2号と議案第6号と議案第7号の3件に対する委員長の報告は可決とするものです。

議案第2号と議案第6号と議案第7号の3件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 円子地区センター（仮称）建築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてと議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてと議案第7号 平成29年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） これで本臨時会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって第19回軽米町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 1時10分）